

# 定 款

網地島ライン株式会社

# 網地島ライン株式会社 定款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当社は、網地島ライン株式会社と称する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般旅客定期航路事業
2. 売店および食堂の経営
3. 観光事業
4. 上記に附帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宮城県石巻市に置く。

### (支店営業所)

第4条 当社は、必要に応じ、取締役会の決議を以って、必要の地に支店、営業所を設けることができる。

### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、宮城県石巻市に於いて発行する、石巻日日新聞および石巻新聞に掲載してする。

### (機関の設置)

第6条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は、8万株とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の発行)

第10条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第11条 当社の発行する株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券、100株券、500株券及び1,000株券の5種類とする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第12条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第13条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第14条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当

会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 15 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 16 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 17 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 18 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第 19 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

#### (招集手続)

第 20 条 株主総会を招集するには、株主総会の日から1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (招集権者及び議長)

第 21 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会において取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

#### (決議の方法)

第 22 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

#### (株主総会の決議等の省略)

第 23 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面

又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

#### (議決権の代理行使)

第 24 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

#### (株主総会議事録)

第 25 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において10年間備え置くものとする。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

#### (員数)

第 26 条 当会社の取締役は、3名以上7名以内とする。

#### (取締役選任及び解任の方法)

第 27 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

#### (任期)

第 28 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任

取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 29 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 30 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 31 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 32 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を

通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第 33 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 34 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 35 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査役

(員数)

第 36 条 当会社の監査役は、2 名以内とする。

監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(監査役選任及び解任の方法)

第 37 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第 38 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等)

第 41 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 42 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上は当会社の現行定款に相違ありません。

平成 年 月 日

宮城県石巻市門脇町三丁目 1 番 19 号

網地島ライン株式会社

代表取締役 安倍 友一

令和 2 年 度  
網地島ライン株式会社  
役員名簿

代表取締役	安 倍 友 一
取 締 役	阿 部 欽一郎
取 締 役	安 倍 洋 平
取 締 役	阿 部 正 人
取 締 役	平 塚 敬市郎
取 締 役	高 橋 健 浩
監 査 役	亀 山 紘
監 査 役	田 中 光 春

第1表（離島航路第5表）

補助航路営業報告

1. 補助航路名 石巻～長渡

免許番号 東北第142号

区分	起点	寄港地					終点	計
港名	カドノフキ 門脇	チュウオウ 中央	オオドマリ 大泊	ニトダ 仁斗田	アジ 網地	フタワタシ 長渡	アホワ 鮎川	
各港間距離		1.5	18.5	2.0	6.2	7.8	5.0	41.0
航海時間	マーメイドII	7 (2)	45 (1)	7 (3)	16 (3)	19 (2)	14	108 (11)
	シーキャット	7 終点						7

区分	起点	寄港地				終点	計
港名	カドノフキ 門脇	オオドマリ 大泊	ニトダ 仁斗田	アジ 網地	フタワタシ 長渡	アホワ 鮎川	
各港間距離		17.0	2.0	6.2	7.8	5.0	38.0
航海時間	シーキャット	25 (1)	7 (1)	9 (1)	13 (1)	12	66 (4)

(注) 港名にはフリガナをつけること

( )は停泊時間

2. 補助航路事業者（法人についてはその住所、名称及び代表者の役職名、氏名）

住所 石巻市中央一丁目14番5号  
 名称 網地島ライン株式会社  
 役職名、氏名 代表取締役 安倍 友一

3. 航路営業報告

(1) 当期における当該航路の営業の概況

別紙

(2) 輸送量及び運航収益の増減の原因（前期に比較して）

		令和元年度	令和2年度	増減	対前年比(%)	原因
旅客	人員	104,281.5	64,192.0	-40,089.5	-38.44	新型コロナウイルス感染拡大による影響
	売上 (千円)	106,875	63,858	-43,017	-40.25	
自動車	台数	894	960	66	7.38	島内工事等により増加
	売上 (千円)	8,135	9,110	975	11.99	
貨物	トン数	389.31	356.37	-32.94	-8.46	島民人口減少によるもの
	売上 (千円)	14,412	12,677	-1,735	-12.04	
運航雑収入 (千円)		1,047	497	-550	-52.53	新型コロナウイルス感染拡大による影響

(3) 航路損益及び各取扱量の増減の原因（計画に比較して）

別紙

(4) 運航計画変更及び重要施設の得喪変更（前期に比較して）

- 令和元年10月25日付認可 シーキャット推進器修繕中の発着時刻及び運航回数変更
- 令和元年12月18日付認可 マーメイドIIの発着時刻及び運航回数変更
- 令和元年12月25日付認可 冬季ダイヤの発着時刻及び運航回数変更
- 令和元年12月25日付認可 元旦のみの発着時刻及び運航回数変更
- 令和2年2月13日付認可 シーキャット船舶検査期間中の発着時刻及び運航回数の変更
- 令和2年9月23日付認可 マーメイドII船舶検査期間中の発着時刻及び運航回数の変更



# 損 益 計 算 書

(単位：円)

自 令和 1年10月 1日

至 令和 2年 9月30日

網地島ライン 株式会社

科 目	金	額
<b>【売 上 高】</b>		
旅客運賃収入	60,915,020	(277,24 - 2025H)
手荷物運賃収入	1,728,460	
自動車航送料	9,110,070	
貨物運賃収入	11,448,096	
鮮魚運賃収入	1,229,721	
郵便航送料	1,068,576	
運行雑収入	497,727	
<b>【売 上 原 価】</b>		
当期運送原価	291,871,801	
合 計	291,871,801	291,871,801
売 上 総 利 益		Δ205,874,131
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		23,001,857
営 業 利 益		Δ228,875,988
<b>【営業外収益】</b>		
受取利息	12,367	
受取配当金	1,150	
国庫補助金等収入	106,482,286	
切手類売上	16,502	
雑収入	6,534,111	113,046,416
<b>【営業外費用】</b>		
支払利息	516,906	
切手類仕入	16,502	533,408
経 常 利 益		Δ116,362,980
<b>【特別損失】</b>		
固定資産除却損	1	1
税引前当期純利益		Δ116,362,981
法人税住民税及事業税		74,103
当 期 純 利 益		Δ116,437,084

売上+100%  
原価+20%  
277,24

# 運送原価報告書

(単位：円)

自 令和 1年10月 1日

至 令和 2年 9月30日

網地島ライン 株式会社

科 目	金	額
【燃 料 費】		
期首燃料棚卸高	408,499	
燃 料 仕 入 高	59,524,300	
合 計	59,932,799	
期末燃料棚卸高	616,583	59,316,216
【労 務 費】		
賃 金 給 料	41,536,002	
退 職 掛 金	312,000	
法 定 福 利 費	8,801,473	
賞 与	5,793,136	56,442,611
【経 費】		
港費代理店料	6,102,000	
港費繫留料	1,588,440	
運 航 雑 費	187,591	
船舶消耗品費	844,003	
貨物費雑費	165,696	
船舶保険料	2,716,142	
船舶修繕費	28,759,767	前期より24000円
租 税 公 課	857,800	
航路付属施設保険料	341,845	
減価償却費	2,852,035	
旅客費傷害保険	1,049,928	
旅客費雑費	2,972,247	
船員費雑費	602,277	
その他の船員費	3,964,450	
船 費 雑 費	1,970,638	
養 権 水 費	85,492	
船舶賃借料	80,643,184	本年0円
航路附属施設賃借料	1,011,025	
船 舶 利 子	12,192,096	
自動車航送取扱費	136,540	
航路付属施設費	27,069,778	176,112,974
当期総運送費用		291,871,801
合 計		291,871,801
当期運送原価		291,871,801

# 販売費及び一般管理費

(単位：円)

自 令和 1年10月 1日

網地島ライン 株式会社

至 令和 2年 9月30日

科 目	金 額	額
役 員 報 酬	10,180,476	
給 与 手 当	3,689,171	
賞 与	818,109	
退 職 掛 金	60,000	
法 定 福 利 費	1,238,150	
福 利 厚 生 費	78,260	
弔 慰 金	10,000	
会 議 費	43,615	
備 品 費	19,143	
水 道 光 熱 費	370,587	
事 務 用 品 費	258,926	
保 險 料	700,107	
租 税 公 課	387,650	
減 価 償 却 費	785,736	
交 際 費	134,800	
旅 費 交 通 費	163,610	
通 信 費	1,012,230	
事 務 委 託 費	847,951	
リ ー ス 料	414,750	
諸 会 費	471,875	
購 読 費	25,180	
印 刷 費	2,750	
車 両 費	968,222	
雑 費	320,559	
合 計		23,001,857

中分以下  
人仕賃の戻り



キャッシュ・フロー計算書  
( 間接法 )

網地島ライン 株式会社

(単位:円) (期末)  
自 令和 1年10月 1日  
至 令和 2年 9月30日

項 目	金 額
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	-116,362,981
減価償却費	3,637,771
受取利息及び受取配当金	-13,517
支払利息	516,906
売上債権の減少額	872,813
棚卸資産の増加額	-206,342
仕入債務の増加額	17,560
未払金の増加額	2,429,725
未収入金の減少額	15,225
預り金の増加額	322,741
その他の増減額	-15,846,582
(小計)	-124,616,691
利息及び配当金の受取額	13,517
利息の支払額	-516,906
法人税等の支払額	-24,001,603
営業活動によるキャッシュ・フロー	-149,121,683
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	-2,869,437
長期貸付けによる支出 リサイクル預託金	-9,380
長期前払費用の増加額	-120,504
投資活動によるキャッシュ・フロー	-2,799,321
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の減少額	-2,000,000
長期借入金の返済による支出	-2,928,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	-4,928,000
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	0
<b>V 現金及び現金同等物の減少額</b>	-156,839,004
<b>VI 現金及び現金同等物期首残高</b>	342,451,564
<b>VII 現金及び現金同等物期末残高</b>	185,612,560

航路名 石巻～長渡 東北第142号

事業者名 網地島ライン株式会社

1.航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

	起点	寄港港			終点	合計
港名	ニトダ 仁斗田	アジ 網地	フタワタシ 長渡	アユカワ 鮎川		3
各港間距離(km)		6.2	7.8	5		19.0km
所要時間(分)		マーメイドⅡ 16(2)	19(2)	14		53(4)分
		シーキャット 9(1)	14(1)	12		37(2)分

	起点	寄港港					終点	合計
港名	アユカワ 鮎川	フタワタシ 長渡	アジ 網地	ニトダ 仁斗田	オオダマリ 大泊	ガノワキ 門脇	チュウオウ 中央	6
各港間距離(km)		5	7.8	6.2	2.0	17	1.5	39.5km
所要時間(分)		シーキャット 12(1)	14(1)	9(1)	7(1)	25(3)	7	81(7)分

	起点	寄港港					終点	合計
港名	アユカワ 鮎川	フタワタシ 長渡	アジ 網地	ニトダ 仁斗田	オオダマリ 大泊	チュウオウ 中央	ガノワキ 門脇	6
各港間距離(km)		5	7.8	6.2	2	18.5	1.5	41.0km
所要時間(分)		マーメイドⅡ 14(2)	19(2)	16(2)	8(1)	45(2)	8	119(9)分

	起点	寄港港			終点	合計
港名	チュウオウ 中央	ガノワキ 門脇	オオダマリ 大泊	ニトダ 仁斗田	アジ 網地	4
各港間距離(km)		1.5	17.0	2.0	6.2	26.7km
所要時間(分)		マーメイドⅡ 8(3)	36(1)	8(3)	16	75(7)分
		シーキャット 7(3)	25(1)	7(3)	9	55(7)分

港名	起点	寄港港			終点	合計
	アジ 網地	ニトダ 仁斗田	オオダマリ 大泊	ガノフキ 門脇	チュウオウ 中央	4
各港間距離(km)	6.2	2.0	17.0	1.5	26.7km	
所要時間(分)	マーメイドⅡ 14(3)	8(1)	36(3)	8	73(7)分	
	シーキャット 9(3)	7(1)	25(3)	7	55(7)分	

港名	起点	寄港港			終点	合計
	アジ 網地				ニトダ 仁斗田	1
各港間距離(km)	6.2				6.2km	
所要時間(分)	マーメイドⅡ 16				16分	
	シーキャット 9				9分	

港名	起点	寄港港			終点	合計
	ガノフキ 門脇				チュウオウ 中央	1
各港間距離(km)	1.5				1.5km	
所要時間(分)	マーメイドⅡ 8				8分	
	シーキャット 7				7分	

港名	起点	寄港港					終点	合計
	ガノフキ 門脇	チュウオウ 中央	オオダマリ 大泊	ニトダ 仁斗田	アジ 網地	フクワタシ 長渡	アユカワ 鮎川	6
各港間距離(km)	1.5	18.5	2.0	6.2	7.8	5.0	41.0km	
所要時間(分)	マーメイドⅡ 8(3)	45(1)	8(3)	16(3)	19(3)	14	123(13)分	

港名	起点	寄港港					終点	合計
	チュウオウ 中央	ガノフキ 門脇	オオダマリ 大泊	ニトダ 仁斗田	アジ 網地	フクワタシ 長渡	アユカワ 鮎川	6
各港間距離(km)	1.5	17.0	2.0	6.2	7.8	5.0	39.5km	
所要時間(分)	マーメイドⅡ 8(3)	36(1)	8(3)	16(3)	19(3)	14	114(13)分	
	シーキャット 7(3)	25(1)	7(3)	9(3)	14(3)	12	87(13)分	

	起点	寄港港		終点	合計
港名	アジ 網地	フタワタシ 長渡		アユカフ 鮎川	2
各港間距離(km)	7.8		5	12.8km	
所要時間(分)	マーメイドⅡ 19(3)		14	36(3)分	
	シーキャット 14(3)		12	29(3)分	

	起点	寄港港		終点	合計
港名	アユカフ 鮎川	フタワタシ 長渡		アジ 網地	2
各港間距離(km)	5		7.8	12.8km	
所要時間(分)	マーメイドⅡ 14(2)		19	35(2)分	
	シーキャット 12(1)		14	27(1)分	

	起点	寄港港			終点	合計
港名	アユカフ 鮎川	フタワタシ 長渡	アジ 網地		ニダ 仁斗田	3
各港間距離(km)	5	7.8	6.2		19.0km	
所要時間(分)	マーメイドⅡ 14(2)		19(2)		16	
	シーキャット 12(1)		14(1)		9	
						53(4)分
						37(2)分

\*所要時間合計欄は各港停泊時間( )を加算した。  
(注)港名にはフリガナをつけること。

### 3.使用船舶(予備選を含む。)の明細

船名	船舶の種類	船質	進水年月	船舶所有者	総トン数	貨物 積載 容積	自動車航 送に係る 自動車積 載面積	旅客定員(等 級別に記載 すること。)	主機 の種類	連続 最大 出力	航海速度
マーメイドⅡ	旅客船兼自 動車渡船	鋼	H30.4月	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設 整備支援機構 網地島ライン株式会 社	113トン	52.0㎡	47.8㎡	231人	ディーゼル	2,276PS	16.904ノット
シーキャット	旅客船	軽合金	H30.12月	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設 整備支援機構 網地島ライン株式会 社	109トン	43.586㎡		220人	ディーゼル	3,318PS	25.0ノット
(アルティア)	旅客船	軽合金	H9.2月	潮プランニング(株)	19トン			65人	ディーゼル	1,200PS	21.0ノット
(ベガ)	旅客船	軽合金	H5.1月	潮プランニング(株)	19トン			62人	ディーゼル	1,400PS	21.0ノット

(注)予備船の船名は、かっこ書きとすること。

4.運航回数及び発着時刻表  
 (1)使用船舶別の運航回数

船名	運航系統	航路距離	運航期間	運航回数(片道)
マーメイドⅡ	門脇～中央～門脇～長渡～鮎川	41.0km	通年(ドック・夏期間を除く)	1,190
	夏期間(7～8月)臨時増便有			
シーキャット	門脇～中央～門脇～長渡～鮎川	41.0km	通年(ドック・夏期間を除く)	3,954
計				5,144

- (注)1.予備船の船名はかっこ書きとすること。  
 2.運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点等を記載すること。  
 3.航路距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

(2)発着時刻表 別紙発着時刻表